小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）むさしの重要事項説明書

【令和８年８月１日現在】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定小規模多機能型居宅介護について、契約を提携する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は「富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 27 号）及び富士見市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 29 号）」の規定に基づき、指定小規模多機能型居宅介護・指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

１．「小規模多機能型居宅介護むさしの」の概要

（１）運営の方針

利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供します。

（２）提供できるサービスの種類等

施設名称	小規模多機能型居宅介護むさしの
所在地	埼玉県富士見市大字水子１８８２番１
事業者区分及び番号	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護） （事業者番号　第 1192900122）
その他	生活保護法適用施設
通常の実施地域	富士見市内全域

（３）施設の設備概要

定員	登録　２４人	
	通いサービス　１２人	宿泊サービス　５人
食堂・居間	63.21 ㎡	
居室（個室）	１室　10.85 ㎡	
浴室	移動用リフト付一般家庭浴槽	

（４）施設の職員体制・勤務体制

職種	常勤職員	指定基準	勤務時間
管理者	1.0	1	主な勤務時間 8:45～17:45 夜間の勤務体制 16:20～9:50
介護支援専門員	1.0 以上	1	
介護職員	5.0 以上	5	
看護職員	0.3 以上	必要数	

※　職員の配置については、指定基準を遵守しています。
※　職員数は常勤換算後の人数です。

2．小規模多機能型居宅（介護予防小規模多機能型居宅）サービスの内容

（1）日常生活支援

居宅サービス計画の立案	居宅サービス計画（ケアプラン）の立案を行い、本人及び家族の同意に基づいて作成します。
小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成	利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて立案を行い、本人及び家族の同意に基づいて作成します。
通いサービス	・事業所において食事や入浴、排泄等のサービスを提供します。 **食事** 朝食　7:30～（主食の選択が毎日できます） 昼食　12:00～（主菜の選択が毎日できます） 夕食　18:00～ ※15:00 におやつをご用意します。 ※お食事は原則として食堂にておとりいただきます。 ただし、ご本人の希望及び体調不良時には居室等にて召しあがることも可能です。 **入浴** 入浴の介助を行います。但し、心身の状態に応じて清拭や中止させていただく場合があります。 入浴サービスの利用は任意です。 **排泄** 利用者の心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けた支援を行ないます。 **健康チェック** 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。 **送迎サービス** 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
訪問サービス	・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴排泄等のサービスを提供します。 ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。 ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。 医療行為 利用者もしくはその家族からの金銭または高価な金品の授受 飲酒及び利用者もしくはその家族の同意なしに行う喫煙 利用者もしくはその家族に行う宗教活動、政治活動、営利活動 その他、利用者その家族に行う迷惑行為
宿泊サービス	・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等のサービスを提供します。

（2）当施設が、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、

利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。

（3）介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報等の提供をうけたときその他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他利用者に心身または生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

（4）①介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービス利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。

②介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

（5）当施設は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができます。

（6）余暇活動支援

趣味活動	書道、カラオケ、お茶等、週１等の活動を行います。
行事	個別の誕生会、餅つき、新年会等の季節行事を行います。

（7）家族との交流・地域との交流・その他

懇談会	年に１回以上、当施設にて行います。（事前に通知いたします）
会報の発行	当法人の会報を年４回発行し家族に送ります。
行事への参加	当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加下さい。 （事前に連絡し参加人数を確認する場合があります）
ボランティア	各行事・日常生活の援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も随時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉及び栄養専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供しています。
会食サービス	ご家族が利用者と一緒に食事ができるよう、会食サービスを行っています。 （前日までの申込みで１食 800 円になります）

３．利用者負担金

（１）利用者の方からいただく利用者負担金は次表のとおりです。この金額は①介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、②介護保険の給付の対象とならないサービス（個人サービス費）の２種類に分かれます。（なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないとされています。疑問点等があればお尋ねください。）

①介護保険の給付の対象となるサービス

・利用料金は１ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

・下記の利用料によって、利用者の要介護度（要支援度）に応じたサービス利用料金から介護保険給付費費用を除いた金額（自己負担）をお支払いください（サービス利用料金は利用者の要介護度（要支援度）に応じて異なります）。月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護サービス計画（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画）及に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護サービス計画（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス計画）に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割

引または増額はいたしません。

- 月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を差します。

 登録日…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく実際に通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを利用開始した日

 登録終了日…利用者と事業所の利用契約を終了した日
- 利用者がまだ要介護、又は要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料の金の全額を一度お支払いいただきます。要介護、又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。「サービス提供証明書」を市町村の介護保険担当窓口に提出していただきますと、自己負担額を除く全額が支払われます。
- 利用者に提供する食費及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- 本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

◎1 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護１ 10,458	要介護２ 15,370	要介護３ 22,359	要介護４ 24,677	要介護５ 27,209
1 単位×10.33 円･･･富士見市	108,031 円	158,772 円	230,968 円	254,913 円	281,068 円
2.うち、介護保険から給付される金額	97,227 円	142,894 円	207,871 円	229,421 円	252,961 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	10,804 円	15,878 円	23,097 円	25,492 円	28,107 円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 1 単位×10.33 円･･･富士見市	要支援１ 3,450	要支援２ 6,972
	35,638 円	72,020 円
2.うち、介護保険から給付される金額	32,074 円	64,818 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	3,564 円	7,202 円

◎2 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護１ 10,458	要介護２ 15,370	要介護３ 22,359	要介護４ 24,677	要介護５ 27,209
1 単位×10.33 円･･･富士見市	108,031 円	158,772 円	230,968 円	254,913 円	281,068 円
2.うち、介護保険から給付される金額	86,424 円	127,017 円	184,774 円	203,903 円	224,854 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	21,607 円	31,755 円	46,194 円	50,983 円	56,214 円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 1 単位×10.33 円･･･富士見市	要支援 1 3,450	要支援 2 6,972
	35,638 円	72,020 円
2.うち、介護保険から給付される金額	28,510 円	57,616 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	7,128 円	14,404 円

◎3 割負担の方

1.利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 10,458	要介護 2 15,370	要介護 3 22,359	要介護 4 24,677	要介護 5 27,209
1 単位×10.33 円･･･富士見市	108,031 円	158,772 円	230,968 円	254,913 円	281,068 円
2.うち、介護保険から給付される金額	75,621 円	111,140 円	161,677 円	178,439 円	196,747 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	32,410 円	47,632 円	69,291 円	76,474 円	84,321 円

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 1 単位×10.33 円･･･富士見市	要支援 1 3,450	要支援 2 6,972
	35,638 円	72,020 円
2.うち、介護保険から給付される金額	24,946 円	50,414 円
3.サービス利用に係る自己負担額（1－2）	10,692 円	21,606 円

その他、利用者の状況により加算されるサービス

加算項目	内容	単位数	利用者負担額 （基準額）	該当○
初期加算	登録日から 30 日以内の期間 入院後の再利用も同様	30	31 円/日	○
認知症加算 ※要介護のみ	（Ⅰ）認知症の利用者の数に対し、認知介護の指導に係る研修を修了した職員と一定以上の専門的な研修を修了した職員を配置し、定期的な会議と研修を行っている場合	920	951 円/月	
	（Ⅱ）認知症の利用者の数に対し、一定以上の専門的な研修を修了した職員を配置し、定期的な会議を行っている場合	890	920 円/月	

	（Ⅲ）認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に支援を行った場合	760	785 円/月	○
	（Ⅳ）要介護２の方であって認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方に支援を行った場合	460	476 円/月	○
看護職員配置加算 ※要介護のみ	（Ⅰ） 常勤の看護師を１名以上配置している場合	900	930 円/月	
	（Ⅱ） 常勤の准看護師を１名以上配置している場合	700	724 円/月	
	（Ⅲ） 看護職員を常勤換算法で１名以上確保している場合	480	496 円/月	○
総合マネジメント体制強化加算	（Ⅰ）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等により、随時適切に見直しを行っていること。地域における活動への参加の機会が確保されていること。地域住民の相談に対応する体制を確保していること。登録者の生活全般を支援するサービスが提供されるケアプランを作成していること。	1,200	1,240 円/月	
	（Ⅱ）個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等により、随時適切に見直しを行っていること。地域における活動への参加の機会が確保されていること。	800	827 円/月	○
訪問体制強化加算	訪問を担当する常勤の従業者を２名以上配置し、事業所における全ての訪問提供回数が１月あたり延べ 200 回以上である場合	1000	1,033 円/月	○
サービス提供加算	（Ⅰ）介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が ７０％以上もしくは勤続１０年以上介護福祉士２５％以上の場合	750	775 円/月	
	（Ⅱ）介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が ５０％以上の場合	640	662 円/月	

	（Ⅲ）以下のいずれかに該当する場合① 介護福祉士４０％以上②常勤職６０％以上③勤続７年以上の者が３０％以上	350	362 円/月	○
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して小規模多機能居宅介護を行った場合	800	827 円/月	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	介護支援専門員が医師等の助言に基づき生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し実施した場合	100	104 円/月	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーションの理学療法士等と同行訪問し共同で身体の状況等を評価し、訪問を実施した場合（初回の訪問介護から３ヶ月を限度）	200	209 円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算	職員が利用開始日及び利用中６ケ月毎に利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を担当する介護支援員に提供した場合	20	21 円/回	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合	200	207 円/日	
科学的介護推進体制加算	利用者の、ＡＤＬ、栄養状態、口腔機能、認知症等の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記 の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40	42 円/月	○
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の賃金改善のため、利用者ごとの１月の総単位数（上記の介護度に応じた基本サービス費と各種加算）に 18.3%を乗じた基準額に対し、介護負担割合証に記載の割合に応じた額			○

※加算サービスは基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額をご負担して頂きます。

②介護保険の給付の対象とならないサービス

サービス区分	内容	金額
食費	朝　食 昼　食 おやつ 夕　食 （通いサービスの場合は昼食とおやつの提供になります）	428 円 770 円 100 円 512 円
居住費	全室個室	1 泊 2,269 円
理容サービス	カット・カラー	実費
特別な食事等	お花見　端午の節句　七夕　クリスマス会　餅つき大会 お正月　新年会　節分　　ひな祭り	各 550 円
その他の費用	おむつ代 アルコール飲料 喫茶 　飲み物（コーヒー・紅茶・緑茶等） 　デザート（時期により変更） 電気代 　テレビ テレビレンタルリース代（電気代含む） 行政手続等代行 レク・趣味活動材料費 外出時の物品の購入及び飲食代 受診時の駐車場代	実費 実費 100 円/１回 150 円/１回 20 円/日 100 円/日 実費 実費 実費 実費

（２）支払方法

当月分を１ヶ月ごとに精算し、翌月 15 日以降に請求します。お支払は原則として郵便局の自動引き落としでお願いします。

但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

４．利用について

（１）利用について

①当該市区町村より介護（要支援）認定を受けた方で、当施設指定の利用申込書に必要事項を記入し、お申込み下さい。

②利用前に事前面接（家庭訪問）を行います。その後、当施設での受け入れが決定した場合は契約となります。契約の有効期限は介護保険被保険者証に記載されている認定の有効期間と同じです。但し、引続き要介護認定を受け、利用者又はご家族から契約終了の７日前までに申出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

（２）契約の終了について

①利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。

②施設は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(ア) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して ３ ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合

(イ) 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信

行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合

③利用者が要介護（要支援）認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。
④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
(ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
(イ) 利用者が死亡した場合
(ウ) やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

5．施設利用に際しての留意事項

事項	内容
面会	面会　9:00～17:00 それ以外の時間についてはご相談下さい。
外出	外出届けに必要事項をご記入下さい。 前日までに届けの提出をお願いします。
飲酒	原則として夕食時間でお願いします。
喫煙	決められた場所でお願いします。
所持品の持ち込み	居室の整理ダンスに収納できる範囲でお願いします。
施設外の受診	利用中、病院での受診が必要になった際には、原則家族での対応をお願いいたします。また診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。
金銭・貴重品の管理	原則として利用者の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮ください。
宗教・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮下さい。
ペット	ペットの持ち込みはお断りします。
食べ物の持ち込み	健康上のことがありますので職員にお尋ね下さい。

6．サービス提供の記録保存と情報開示
サービス提供に関する記録を作成することとし、これを契約終了後５年間保存いたします。
その記録は 10:00～17:00 の間、当施設にて閲覧できます。

7．秘密保持の遵守
（１）施設及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

（２）個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。なお、下記目的のために、内部利用又は外部提供を行うことがありますので、ご承知おきください。
①内部での利用
利用者等に提供する施設サービス、介護保険事務、施設サービスに係わる運営業務のうち、次のアからキに掲げる目的

(ア) 入退居等の管理
(イ) 会計・経理
(ウ) 事故等の報告
(エ) 施設サービスの向上
(オ) 施設サービス提供職員の連携
(カ) 施設サービスや業務の維持
(キ) 当劾事業所内において行われる学生への実習の協力

②外部への提供
利用者等に提供する介護サービスのうち、次のアからウに掲げる目的
(ア) 利用者等にて提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス推進担当者会議等）、照会の回答
(イ) 利用者の疾病治療、健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活提供記録
(ウ) ご家族への心身の状況の説明

③介護保険事務のうち、次のアからウに掲げる目的
(ア) 審査支払機関へのレセプト等の提出
(イ) 審査支払機関又は保険者からの照会の回答
(ウ) 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等

（3）高齢者虐待を発見した際は、速やかに市町村に通報する義務があり、秘密保持の例外となります。

8．運営推進会議の設置

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、家族、地域住民の代表者及び小規模多機能居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）についての知見を有する者とします。
開催	おおむね２ヶ月に１回以上
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

9．事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族・市町村及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して取った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

１０．緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講じる他、事前にお聞きする緊急連絡先のご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力医療機関名	みずほ台病院
所在地 電話番号	埼玉県富士見市西みずほ台 2-9-5 049-252-5121
診療科目	内・外・脳・歯

１１．非常災害規定

非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理者	地域支援課長　吉田　尚紀
防災訓練	年２回以上防災訓練を実施します。

防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・地震時によるエレベーターの直近階での停止・非常食等

１２．サービス内容に関する相談・苦情窓口

（電話）049-275-6300

（担当）管理者（月曜～金曜日（祝日可））

（受付時間）午前８時 45 分から午後５時 45 分

（１）当施設内における苦情の受付

苦情受付窓口（担当者）	受付時間	連絡先
管理者　勇美　祐子	月曜日～金曜日 8:45～17:45	049-275-6300 shoutaki@f-musashino.jp
オンブズマン（外部担当者） 浦尾和江　大学非常勤講師	不定期にてオンブズマン １人が施設に窓口を設置しています。	E-mail kuraoguriri@gmail.com
オンブズマン（外部担当者） 塚田小百合　弁護士		E-mail tsukada@aoi-law.jp
オンブズマン（外部担当者） 矢野知彦　大学准教授		E-mail yano@urawa.ac.jp

（２）行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	受付時間	連絡先
富士見市高齢者福祉課	月曜日～金曜日 8:30～17:15	049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情対応係	月曜日～金曜日 8:30～17:00	048-824-2568

１３．福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無　　有　・　(無)

１４．虐待等の防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

（１） 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２） 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備

（３） その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１５．法人の概要

名称	ふじみ野福祉会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	埼玉県富士見市大字南畑新田 16 番地 1

電話	049-255-6102
代表者名	理事長　畑中　勝美
法人の沿革	平成 13 年 12 月　社会福祉法人設立認可 平成 15 年 4 月　　事業開始
法人が所有する 事業・拠点	本部所在地内） ・特別養護老人ホームむさしの（定員 73 人） ・ショートステイむさしの（定員 11 人） ・デイサービスセンターむさしの（定員 30 人） ・支援センターむさしの （居宅介護支援事業所） ・地域包括支援センターむさしの （介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター） ・配食サービス事業 （水子地区） ・地域密着型特別養護老人ホームむさしの（定員 29 人） ・小規模多機能型居宅介護むさしの（登録 24 人） ・ショートステイむさしの（地域密着空床型） ・支援センターひだまりの庭むさしの （居宅介護支援事業所） ・地域包括支援センターひだまりの庭むさしの （介護予防支援事業所・高齢者あんしん相談センター）

サービス契約の締結にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

＜事業者＞
令和　　年　　月　　日

説明者
所　属　社会福祉法人　ふじみ野福祉会
　　小規模多機能型居宅介護むさしの

　　氏名　　印

サービス内容の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、それに同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住所

氏名　　印

＜代理人＞

住所

氏名　　印

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、重要事項に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住所

氏名　　印

＜代理人＞

住所

氏名　　印

＜ご家族の代表＞

住所

氏名　　印